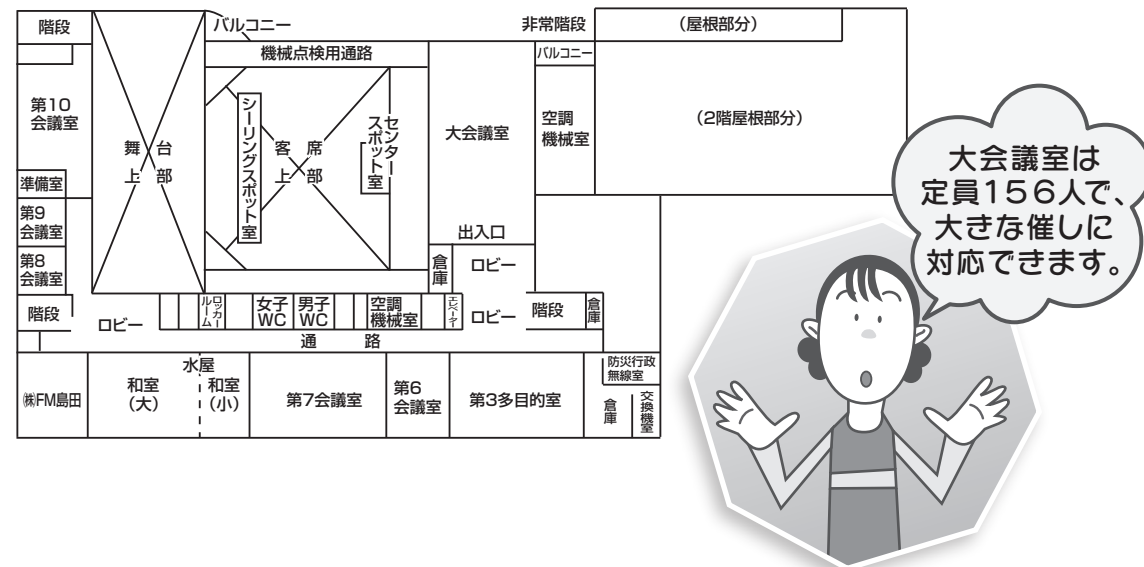
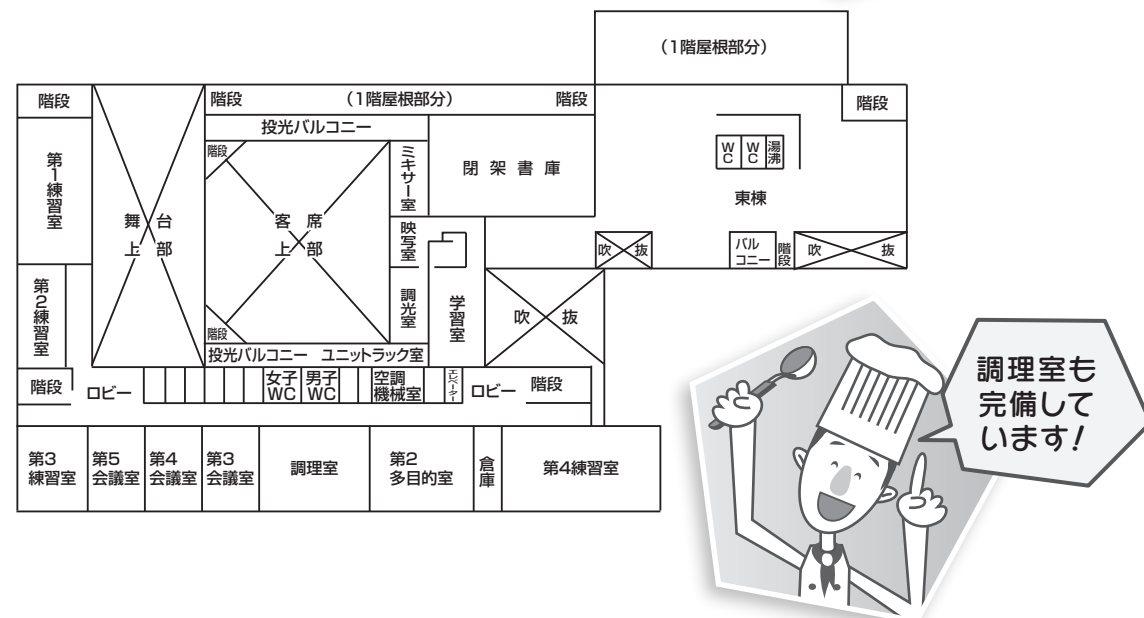


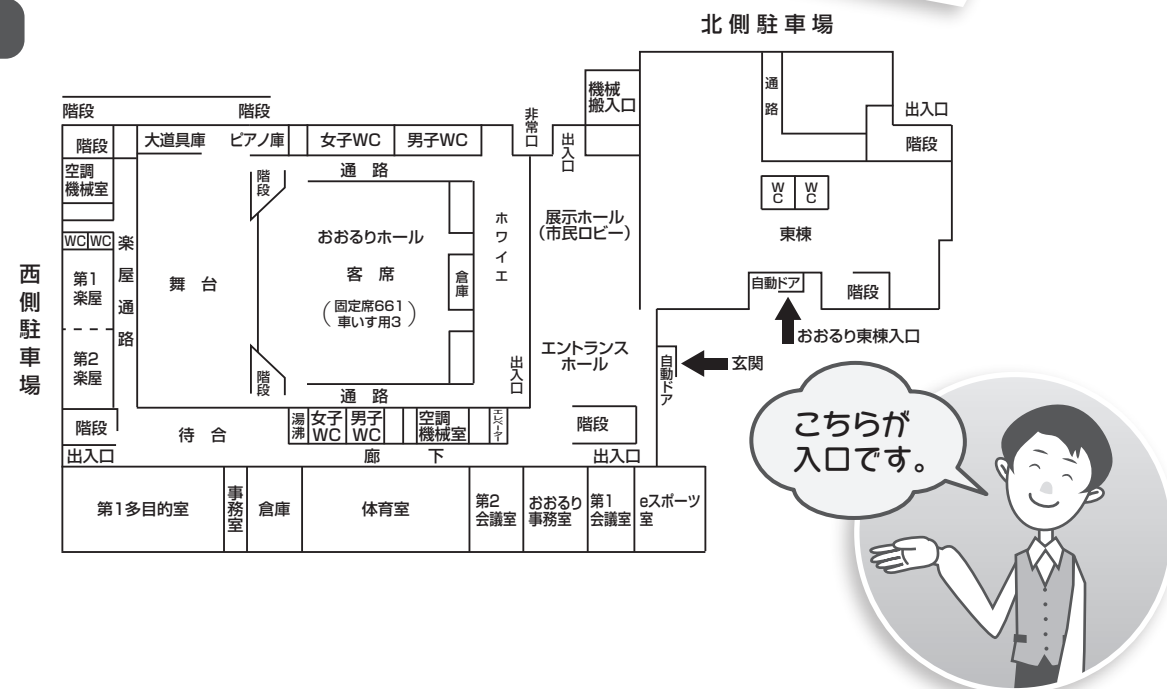
3 階



2 階

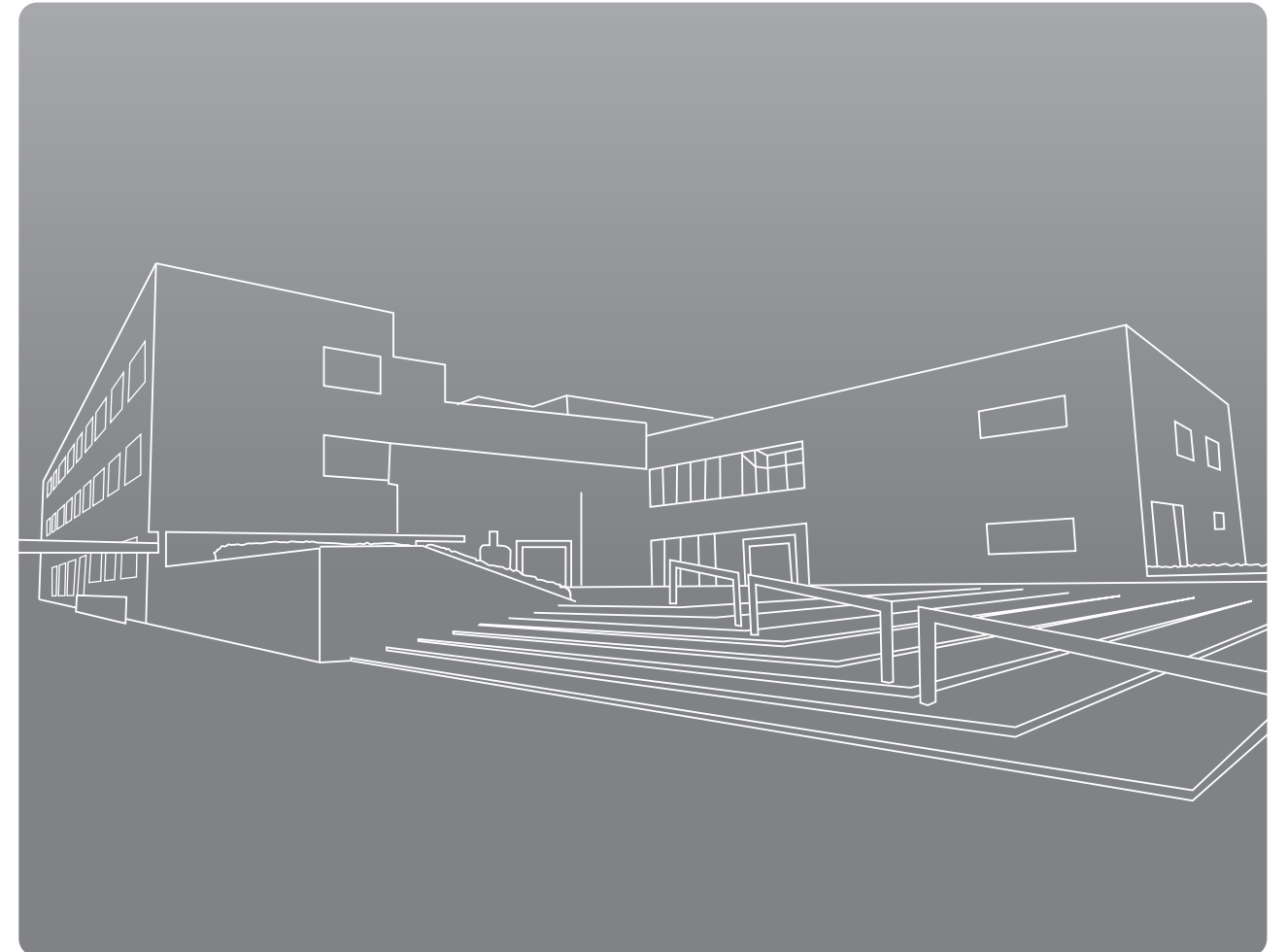


1 階



島田市民総合施設 プラザおおり

[利用のご案内]



事務局

〒427-0042 島田市中心5番の1
プラザおおりマネジメントグループ
☎0547-36-7222
FAX.0547-37-8696

(駐車場のご案内は中面をご覧ください。)

- ▶ JR島田駅より徒歩約10分
- ▶ 駐車場が少ない為、公共交通機関のご利用、お乗合せにご協力下さい。

利用の申込

開館時間

休館日

申込み方法

受付時間

受付期間

使用料

使用許可できないもの

申込みの取消
変更及び還付

駐車場

9:00~21:30

月曜日ホール(全日)、月曜日会議室等(夜間のみ)、12月29日から翌年1月3日

催し物の内容・入場料・仕様設備等を把握し、使用日以前に申請者が直接ご来館下さい。
電話等による申込みはできません。

8:30~17:00

ホール・展示ホール・会議室及び練習室の利用予約について
おおりを使用する場合は、電話による仮予約ができます。
ただし、使用しようとする日前1ヶ年に当たる日までにおおりを使用した方に限ります。
会議室での物品販売等、営業目的の使用はご遠慮下さい。
また、仮予約をした日から7日以内に使用申込書に使用料を添えて、プラザおおり(まちづくり島田)まで申込み下さい。
許可書兼領収書をお渡しします。許可書は毎使用日に会場責任者が持参して下さい。
なお予約日は下記のとおりです。

会 場	予 約 日
舞台ホール	使用日の属する月前12ヶ月から使用日前1ヶ月に当たる日までの間 (例)2025 年1月使用希望 → 2024 年1月より受付可能
おおり展示ホール	使用日の属する月前12ヶ月から使用日前7日に当たる日までの間 ただしホールと併用するときはホールと同様です。
これ以外の施設	使用日の属する月前6ヶ月から使用日前日に当たる日までの間 ただしホールと併用するときはホールと同様です。 (例)2025 年7月使用希望 → 2025 年1月より受付可能
	1ヶ月に2回以上定期的に使用する場合 使用日の属する月前1ヶ月から使用日前日に当たる日までの間 (例)2025 年2月使用希望 → 2025 年1月より受付可能

使用料は、別表のとおりです。申込みと同時に納入してください。使用許可書を交付します。
但し、冷暖房・付属設備等は使用日当日後精算となります。
マイク、スクリーン、プロジェクター等、追加備品のご希望は別途承ります。

次のような場合は、使用を許可しません。
1)管理上支障があるとき 2)物品販売等を目的で使用する場合 3)その他その使用が適当でないと認めるとき

やむを得ない理由により使用の取消変更しようとする時は、許可書と取消変更申請書を提出して許可を受けて下さい。

還付することができる場合		還付額	備 考
ホ ー ル	使用日前30日まで	全 額	但し、予納金を差し引いた額
	使用日前15日まで	半 額	
会 議 室 等	使用日前10日まで	全 額	
	使用日前5日まで	半 額	

建物西側の駐車場または市役所来庁者駐車場をご利用ください。
なお、建物北側の駐車場はホール利用者専用となります。
詳細な場所についてはお問い合わせください。
満車の場合は近隣のコインパーキングをご利用ください。

使用上の注意

許可書の提示

搬入について

禁止事項

舞台の使用について

飲食・喫煙

定 員

損害時の賠償

終了時の点検

※使用の際は、許可書を会館事務所に必ず提示してください。
利用施設の錠は、ご利用時間10分前からお渡しします。

展示品・大道具等の搬入は使用当日を原則とします。保管を必要とする場合は、使用料が必要となります。

1)危険物の持ち込み 2)動物又は他人迷惑を及ぼす物品の持ち込み 3)入館者の迷惑になるような行為
次の次項は許可が必要です。
1)火気類の使用 2)ホワイエでの物品販売(ホールの使用に伴う、小規模な物品販売に限る)
3)舞台等の写真撮影 4)掲示板への張り紙

舞台・照明・音響等、技術的な打合わせは、使用日14日前までに当館舞台担当とプログラム・進行表・仕込み図を準備のうえ打ち合わせください。

館内での飲酒・喫煙、ホール内での飲食は禁止です。敷地内での喫煙は、禁止です。
また、大会議室と第1多目的室のみ飲酒可能です。詳しくは事務局にお尋ね下さい。

消防法上、会議室内の利用者・ホールの入場者の定員は厳守してください。立見、補助席の設備はできません。
入場者の安全確保の措置をして下さい。その措置が欠けたことにより生じた事故について当館は責任を負いません。

施設・設備等の損傷、滅失したときは、弁償となります。

施設及び付属設備等を原状に回復し、点検報告書にて点検後施錠して下さい。
鍵と点検報告書を事務所までお持ちください。

プラザおおり使用料

ホール使用料

定員661席(身障者席3席)

使用区分	基 本 使 用 料			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時30分まで	9時から 21時30分まで
平 日	7,700円	11,000円	14,300円	33,000円
土曜・日曜・休日	9,230円	13,200円	17,150円	39,600円

冷暖房使用料

(ホールの場合)

使用区分	基 本 使 用 料			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時30分まで	9時から 21時30分まで
冷 房	9,900円	13,200円	15,400円	38,500円
暖 房	8,800円	12,100	14,300円	35,200円

備 考

①ホールの利用者が入場料を徴収する場合の使用料は、基本使用料に次の率を乗じた額を加算します。入場者1人当たりの徴収額の最高額が、
1,100円以下のとき 50パーセント
1,100円を超え3,300円以下のとき…100パーセント
3,300円を超えるとき.....150パーセント
②利用者が営業等を目的とした場合の利用料は、基本利用料の100パーセントに相当する額を加算します。
③市民及び島田市内に事務所又は事業所を有するもの並びに広域市町村圏域住民以外のものが使用する場合の使用料は、基本使用料の50パーセントに相当する額を加算します。
④使用料については、他にホール等において機器、道具、設備等を使用した場合の備付器具使用料の規定があります。
⑤使用料の還付、許可の取り消し等の規定もあります。
⑥広域市町村域とは、島田市、吉田町、川根本町 1 市 2 町をいいます。
⑦物品販売を目的とした営業活動では使用できません。

集会室等使用料

使用区分	定員	利 用 時 間 及 び 基 本 利 用 料			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時30分まで	9時から 21時30分まで
大会議室	156人	3,950円	5,270円	6,910円	16,160円
第1会議室	24人	760円	970円	1,310円	3,060円
第2会議室	24人	760円	970円	1,310円	3,060円
第3会議室	20人	760円	970円	1,310円	3,060円
第4会議室	18人	650円	870円	1,100円	2,630円
第5会議室	24人	870円	1,200円	1,410円	3,500円
第6会議室	24人	760円	970円	1,310円	3,060円
第7会議室	52人	1,640円	2,100円	2,840円	6,640円
第8会議室	12人	430円	530円	760円	1,740円
第9会議室	14人	430円	530円	760円	1,740円
第10会議室	56人	1,410円	1,800円	2,430円	5,690円
第1多目的室	90人	2,320円	3,130円	4,050円	9,510円
第2多目的室	36人	760円	1,100円	1,410円	3,280円
第3多目的室	90人	2,200円	2,960円	3,830円	9,000円
和室(大)	48人	1,970円	2,630円	3,610円	8,230円
和室(小)	18人	760円	970円	1,310円	3,060円
第1練習室	63人	1,530円	1,970円	2,510円	6,030円
第2練習室	35人	760円	1,100円	1,410円	3,280円
第3練習室	36人	760円	1,100円	1,410円	3,280円
第4練習室	90人	2,320円	3,130円	4,050円	9,510円
展示ホール		1,630円	2,200円	3,300円	7,130円
体育室	85人	2,090円	2,810円	3,630円	8,550円
調理室	36人	1,630円	2,200円	2,730円	6,580円
第1楽屋		650円	870円	1,100円	2,630円
第2楽屋		650円	870円	1,100円	2,630円
シャワー室		210円	210円	210円	650円

プラザおおり